

No	個人/団体別	意見
1	個人	<p>1.音楽の不正コピーが問題になっていますが、消費者にもっと魅力的な音楽サービスを提供することで、不正コピーも少なくなると考えます。音楽配信であれば、新旧、広いジャンルの音楽を聴いてもらうことが出来るので、日本の音楽作品100万曲の価値も高めることができると考えます。著作権を保護しながら、消費者に魅力あるサービスを提供するインフラを早急に普及させないと、既に失いつつある音楽ビジネスを復活できないのではと危惧します。</p> <p>2.その推進に                      (1)インターネットにおけるレコード2次使用料の受け皿機関設立                      (2)2次使用料支払のメニューの多様化(例えば、月極め定額など)を要望します。</p> <p>3.米国や韓国では普及をはじめた有料音楽配信も、日本では広がっていません。サービスに魅力が無いからと考えます。音楽配信を使えば何百万曲ものストックから広いジャンルの曲を消費者に届けることができます。消費者も、1回しか聴かないなら無料、3回以下なら30円という価格設定や、何曲聴いても1000円の月極め定額サービスを望むかもしれません。そうすれば、本質的にレンタルと購入の区別がつかなくなります。放送も、実は1つのサーバから、視聴者の好みに合わせて何万通りの放送をやっていることも可能になります。このような新しいサービスを普及させるには幾つかの課題がありますが、その一つが、通信でのレコード2次使用料の受け皿です。放送の場合、レコード2次使用料の受け皿(芸団協、レコ協)がありますが、通信でレコード楽曲を提供しようとするレコード2次使用料の受け皿が無く、権利者の個別の権利処理が必要で、膨大な手間が掛かり、多くの楽曲は扱えないということです。</p> <p>4.音楽配信の促進には、権利処理の課題、技術上の課題、最終利用者(消費者)のニーズの把握など、権利者と一体になって具体的なビジネスモデルでの検証が必要と考えます。</p>
2	個人	<p>私ども中小企業です、今年も秋でコンピューターが(95年版)ですのでやり代えないといけない状態ですが、この景気の悪さでどうしたらいいのでしょうか？IT事業とかなんとか言っていますが、中小企業を殺す政策しか思いませんが、、補助とか色々あればご指導よろしくお願いします。</p>
3	個人	<p>私は、13歳の中学2年ですが、最近「学力低下」という大きな問題があるようですね。その理由は「授業が「つまらない」、「面白くない」などの理由からなっています。ではその「面白くない」、「つまらない」などの問題を解決するにはどうすればいいと思いますか？それは、国語なら「漢字読みがな」などに打つと敵が倒せる」などのゲームを作ればきっと子供たちの学力が、自然に向上するでしょう。それとそのゲームを「パソコン」でやることによりタイピングが早くなるということも考えられます。この意見を採用するかしないかはあなたの方ですが、実際に授業を受けて、それをどう思っているかというのには、実際に受けている我々生徒なのです。その「貴重な意見を無駄にするか、無駄にしないかは、あなたの方にゆだねられているのです。明日の日本の未来を握っているのはあなたの方なのです。ですからできるだけ、我々生徒のことも考えてください。ちなみに上の例を実行すると、人件費が激減します。</p>
4	個人	<p>知財制度の日米格差は20年以上。その原因を真摯にオープンに議論できる場を設けてほしい。それを分析することにより、相手の先を行く「制度のアイデア」が生まれると思う。産・自分の企業の利潤を追求するあまりに、国全体を考えなかった。学 論文第一、知財に対する認識がブアだった。官 技術料の赤字国際収支を放置した。など……</p>
5	個人	<p>知的創造サイクルの更なる実践に、技術士の活用を！」                      知的財産戦略大綱において、弁理士・弁護士の役割の重要性は盛んにうたわれているが、知的財産権の構築にあたり、科学技術に関する専門的応用能力を有する「技術士」の活用や役割が何もない。                       技術士の能力は、発明構築とライセンス、技術移転に大きな威力を発揮できるものと考えられる。是非、技術士の更なる活用をお願いしたい。</p>
6	個人	<p>「1次学での知的財産管理体制の確立                      知的財産創造サイクルは、従来より特許庁が庁を挙げて取組んでおり、各地で開催される特許流通フェア等で産学官の交流を進めている。回を重ねる度、参加大学の参加人数も増え実効をあげつつあると評価される。大学の研究成果を知的財産権と保護すべきことは、米国シリコンバレーにみられる半導体分野に限られず、標準化等の面でも重要である。大学での知的財産管理は喫緊の課題であるが、産業界政策の一環として行おうが筋であり省庁間の官益の争いにまき込んでしまうのでは、大学にとっても迷惑なものとなる。文部科学省は大学に教育の実効の面から大学に対し補助金の交付をしており、文部科学省が大学に知的財産本部をとしているが、大学に対し圧力をかける結果となっていると思われる。一方、特許庁は知的財産管理アドバイザーを派遣し、大学自身の責任において知的財産管理体制を確立する補佐を行う体制をとっている。大学にとっては、補助金の交付を行う文部科学省の言うことを知的財産管理についても聞いておいた方がいいと考えるのが自然である。補助金を減らされてはならないというのが本音であろう。はたして、このような体制で大学における知的財産管理体制に実効があるのか、はなはだ疑問である。</p> <p>かつてプログラムソフトウェアについて、無理に著作権で保護しようとした経緯もある。文部科学省の省益しか考えていないと評されるプログラムソフトウェアの著作権による保護の歪も現実に出て来ている。例えば、中古ソフトである。中古ゲームソフトの販売が可能かどうか、映画の著作物にあたるかどうかで争っている。格別制作費の多額な映画について頒布権を創設したのであるが、これと法律とは別に配給制度を映画業界が自主制定し世の中の動きには整合していない。司法はゲームソフトが映画の著作物に該当することは認め、一度適法に頒布された後の中古品の再販売を「適法」とするとの結論を出した。司法は、結局、中古ゲームソフトに該当する(下級審)が、頒布権の消尽という判断を下した。では、これが、中古のアプリソフトではどうであろうか。                      およそ、技術思想という概念をもたない表現されたものしか保護をしない著作権法では、律しきれない。</p> <p>何故なら、特許法にいう通常実施権という概念がないからである。アプリソフトを消費者が購入したとき、消費者が得るのは物権ではなくソフトハウスから訴訟されないという債権的な権利である(パッケージソフトの多くには、非独占的で譲渡不可の使用権を許諾する旨が記されている)。だから、購入時の契約からいけば、譲渡できないわけ、中古アプリソフトの販売はできない。しかし、著作権法26条の2(譲渡権)の著作物にアプリソフトが含まれるか否か甚だ疑問である。同条は、映画業界におかれ映画について頒布権を認め、W・P・Oでレコードに関し譲渡権を認めるべきとされあわて平成11年法で改正したものであり、同条にいう「原作品又は複製物」プログラムソフトが含まれるのかどうかは疑問である。仮に含まれるとすれば、アプリソフトの中古販売が法律によって、シュリンクバック契約でのソフトハウスの意思にかかわらず、著作権法で合法化されるということになる。やはり、産業界や取引実態取引を熟知した経済産業省がソフトウェアの保護を全面的に所管すべきであろう。著作権法と世の中の乖離は、司法にまで迷惑をかけている結果となっている。ゲームソフトが映画の著作物にあたるか否かを審理しなければならない司法の苦勞が伺われる。また、別の例をあげれば、サザエさん事件というのがある。バスの車体にサザエさんのキャラクターを描いた事案である。著作権法で保護するため、連載漫画のどのコマとバスに描いたサザエさんに類似するかを審理したのである。これはあくまで、著作権法が表現を保護するというのであるから、どの連載漫画の表現と一致するかの対比をしなければならないのが原則であるから司法がその対比をしたわけである。</p> <p>このように、無理に著作権法を産業界立法と位置付けることに種種の齟齬の発生をみるのである。産業界政策は経済産業省で一括して行政を行うべきであろう。この面から言えば、科学技術庁は経済産業省に組み入れるべきであったろう。</p> <p>大学の知的財産管理体制は、特許の専門家であり法律家でもある弁理士を所管する通商産業省、特許庁に一本化し行政機構の無駄をなくすとともに、関連団体も統合すべきである。平成8年3月31日法律第27号で科学技術振興事業団法が公布され、科学技術振興事業団は文部科学省が所管しているが、経済産業省に所管換えるべきであろう。                      ・科学技術振興事業団は、科学文献の情報センターと国立の研究所等が統合した経緯があるが、国立の研究所等の成果が産業界に生かされていないこと、成果を特許でプロテクトしていないことが、産学官の連携に支障を来たし国際競争での遅れをとっている一因となっている。                      ・文部科学省は、次代を担う者の教育に徹し、研究所は基礎研究を含め経済産業省に移管することで、重複研究費の無駄が省けより産業界に直接構造改革により、産学官の実態のある連携を実現しなければ、国際競争力を失うことになりかねない。                      ソフトウェアプログラムは、分化財保護の範疇の著作権法ではなく、産業財産権として保護する立法体制を早急に講じるべきである。</p>

No	個人/団体別	意見
		<p>[2] 知的財産権法改正</p> <p>昨今、キルビー判決、職務発明、冒認発明等で相次いで最高裁をはじめ下級審での意義のある判決が出ている。これを踏まえ、立法に携わる関係者の姿勢を問いたい。</p> <p>特許法平成6年の改正法に見られるように、余りにも企業よりの考えに偏向した改正はすべきではない。平成6年改正法では、侵害訴訟事件で裁判が起された場合、権利者側は、防衛策として無効審判を起すが、訂正請求、訂正拒絶理由に対する応答、無効審判に係属していないときは訂正審判とあまりにも必要以上に特許請求の範囲訂正の機会を特許権に与えずに、</p> <p>これでは、裁判所はせっかく審理しても、特許請求の範囲が変更されると審理のやり直しを余儀なくされ、訴訟経済に支障をきたしている。最高裁キルビー判決は、いわゆるサブマリン特許に対し東京高裁が均等論を適用したが、明らか無効事由が認められるときは、無効審決の審決を待つまでもなく、無効審判にあたり権利は許されないとしている。この判決では、訴訟経済のことも触れ、大審院判決をふくめ過去の判決に対し変更まで宣言している。</p> <p>このことは立法、行政いずれも重く受けとめるべきである。</p> <p>最高裁は、高裁に対しては均等論とはかように適用するものであり、権利の濫用にあたるか否かを検討せず、保護に値しないものに均等論を適用するような審理は認めないとして審理を差戻した。</p> <p>進歩性の判断の客観性担保を確保するのは困難なことであるが、特許を与えた特許庁の審査・審判に問題が無かったわけではない。</p> <p>また、企業も権利濫用にあたるような取得権利を振回すことは、憤むべきであろう。その意味において、出願人企業、特許庁、立法関係者に反省の機会を与える名判決といえる。</p> <p>立法関係者は、産業秩序は勿論考えなくてはならないが、併せて、訴訟経済をも考慮しなければ、産業財産権の適切な保護を享受できず産業秩序が混乱する結果となることを肝に銘ずるべきである。</p> <p>特に、立法の素案を論議する委員会等では、特定企業や弁護士、弁理士の派閥の考えに拘泥されてはならない。</p> <p>弁護士、弁理士も本質的には利益を追求する者であるから、いきおいクライアントの意見を反映し、特許庁の独立法人になったこともありクライアントである大企業の意見や意向に左右されやすい。</p> <p>知的財産を介した産学官の連携が叫ばれるが、これを実現するには、最終的な知的財産の保護を司る司法の役目も不可欠であり、敢えて産学官の連携と言いたい。</p> <p>冒認発明についても最高裁で特許の移転登録手続請求権を認めた判決があった。これは、特許を受ける権利を正当な者に移したところで、もはや発明は特許公開公報、特許掲載公報によって公知となっているので権利化はできるところが、特許の移転登録手続請求権が認められるのだから、冒認は無効事由から外し登録になってから当事者で特許の移転登録手続請求権にまさに倫理観に欠けた暴論である。</p> <p>文化財法としての著作権法でさせ、著作権は創作した者にある。</p> <p>産業立法として高橋は清以来、定着した特許を受ける権利は自然人である個人に帰属する。これは権利の根源がどこにあるかを明確にする特許法の中でも重要な条文である。発言した者は、「発明者」の保護より「会社」の保護の方が重要らしい。クライアントに都合のいい事を言えば依頼が減らないでも考えているようにしか思えない。</p> <p>発明の保護は、究極的には発明者の保護でもあることが、法改正にしても大前提である筈である。発明者の保護なくして発明の保護はあり得ない。</p> <p>発明者の保護を軽んじた発想は、職務発明の規定をなくすと言った事や「相当の対価」の「相当」を削除する議論に至っているようである。青色ダイオード事件等で、職務発明の対価に対し行き過ぎた面は否めない。</p> <p>しかし、このケースとて、特別な会社と特別な従業員の関係が問題となっただけである。</p> <p>往々にして、発明をした時は、発明者も会社もその価値がわからないものである。</p> <p>ところが、急速に発明実施品の販売量が増えると、発明者も欲が出る一方、会社はそれに応じないといところで問題が発生する。これは、特許法の領域ではなく民法の領域で処理すべき事であり、特許法改正で解決する問題ではない。</p> <p>現在の特許法35条は、従業員と会社お力関係を極めて巧みに調整しており、改正の必要は何ら見出せない。</p> <p>労働市場が流動化し、発明者が転職する場合は多ければ多いほど、発明者の保護、職務発明の規定は必要となる筈である。</p> <p>司法は、特別法に拘束されずに総合的に判断するので、「相当」の文言を削除する姑息な発想は意味がない。枝葉末節の議論ではなく、発明者の保護から始まり、審査・審判の円滑化、更には行政事件訴訟、侵害訴訟の円滑化に如何に資するかが議論されるべきであろう。</p> <p>委員会では、余りにも倫理観を疑われる者に対しては委員の交代を命じる権限をもち公平性を担保できる者も出席も望まれる。</p> <p>産業構造審議会等の委員会では、意見の交換は不可欠であるが、倫理観を欠く発言に対しては抑制権限をもつ者の設置が望まれる。</p> <p>委員の人は、公平性の担保の観点から前回の法改正に出たメンバーは極力、排除が望まれる。</p> <p>法改正については、三権分立の建前から司法の関与は望むべくもないが、立法趣旨を掴み迅速な裁判審理の観点から、オブザーバとしての司法関係者の参加が望まれる。</p> <p>* 法改正にあたっては、特定の者の意見に拘泥されない客観性を担保する枠組み、並びに司法への配慮も不可欠である。</p>
7	個人	<p>第8条2項と第19条1項についての意見を述べます。</p> <p>1. 第8条2項、発明者その他の創造的活動を行う物の適切な処遇の確保につとめるものとする。』にかんして「適切な処遇」とは対価（報償金、昇級、昇格）の実施を行うことを義務づける法令化をおこなう。』が必要です。</p> <p>現在、特許法35条で対価は記されていますが、実施しなくても事業者への罰則規定がないため社内規定で発明者、研究者に不利な規定をしている企業が一部の有名大企業を除いてほとんどです。</p> <p>これを改善して、事業者への罰則規定を法令化しないと、優秀な研究者、発明者は海外に移動します。</p> <p>また、海外からも来ることがない。</p> <p>2. 第19条1項で、経営上の指針の策定その他事業者が知的財産を有効かつ適正に活用することができる環境の整備に必要な施策を講ずるものとする。』とありますが、</p> <p>特許権確定までに時間がかかり、リストワ人材の流動化で発明者が退職した後に特許権利化できた知的財産の取扱はどうするのか等の法制化ができていないので「有効かつ適正に活用する」が実施できない。</p> <p>特許権利は発明者に帰属し事業者とは契約で専用実施権の譲渡を行うのが正常であるが、現状は発明が無ても予約の継承により自動的に事業者に帰属するという異常な状態が実施されている。</p> <p>終身雇用が無くなり、人材の流動化が加速している現在この問題を法制化しないと企業の従業員（発明者、研究者）だけでなく大学の研究者の知的財産創出（発明）活動の地位保全ができなくなり、知的財産戦略推進計画の根底が無くなる。</p> <p>一般企業を含む規定では、発明者の権利（特に対価）は、退職（自己都合を含む）決定時点で失うと明記している。</p> <p>退職後に特許権利化したものは、対価を支払わずに特許権者が出願人である事業者にあるとしている。</p> <p>これは、知的財産権の業務上横領になると法制化で明記すべき事項です。</p> <p>さらに、有用な知的財産の活用も発明者に帰属していないために、退職すれば発明者に権利がないので活用したくても活用できないため実施されていません。</p> <p>これは、故意に財産権の活用の阻害に当たる。</p> <p>他の財産権として土地や家であれば他人に借地、借家がで収入が得られるのに、知的財産の活用ができないため、発明者に特許収入（対価）が入らない。</p> <p>知的財産戦略推進計画の知的財産とは発明、考案及び意匠の創作を財産権に当たるとしているのであれば、発明者の保護と発明者の知的財産権の地位確立を強力に法制化することを明記しなければ意味がありません。</p> <p>全ての発明は事業者（大学、国の研究機関を含む）に帰属すると明記すれば、発明者（研究者）の創造意欲は失われ、業務としての発明は創造性を欠く事になります。</p> <p>第1章 第1条の「大学等及び事業者の責務を明らかにし、並びに知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画の作成について定める」ともに、「の中核となる」と言えます。</p> <p>発明者の権利の「保護及び活用」の法制化に関して、発明者の収入（知的財産の活用）から税金を徴収することが健全であり、有効な知的財産の出願件数増大と知的財産の創出と活用による税収の増大にもつながります。</p>

No	個人/団体別	意見
8	個人	<p>知財権の重要さが昨近ざれば、このことは良いことであるが、実際の事業の場面では、いきすぎた例がめだつようになってきている。ある種のバランスが重要と考え、提案します。</p> <p>実際に、以下のような知財権の乱用が、近年めだち、正しい産業の育成を阻害していると思います。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.頭のなかで考えただけの原理のような特許が権利化され、実際に当業者がどうしても実施できない内容(実施例ではとても実施できない)でも成立している例がみられる。</li> <li>2.特許権者から実施権がみとめられても、実際のライセンス料が全体の装置価格の3%とか5%とか高い率を要請する例が多くなり、これは実質実施権を与えていないに等しい。やはり、ライセンスの料率の適正な上限の設定、ないし、第3者調停機関が必要。</li> <li>3.自分で事業をせすに、特許を保有し、ライセンスを徴収することを業とする会社が増加している。このような会社は、自分が攻められることがないため、法外な要求をする場合が多くある。やはり、権利行使を可能とするには、自らが事業を行っているものに限る必要がある。</li> </ol>
9	個人	<p>知的財産の活用に関し</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1)ライセンスの意思のある権利者には維持年金を減免する制度を設けること</li> <li>2)ライセンス特許の評価にあたって、無償で評価できる制度にする</li> <li>3)また、ライセンスにより実施検討をする場合、実施の初期段階では無償でも実施できるようにする。(無償ライセンス、無償譲渡の可能な税制制度にする)</li> </ol> <p>ただし、ライセンスの実施で成果が得られた場合にライセンス料を支払うようにする</p>
10	個人	<p>国民の知的財産の登録、権利化を民営化して下さい。</p> <p>何故なら、明治以来の制度で動脈硬化して、国家(国民、国土、主権)の利益、安全、名誉になっていません。ノーベル賞以上の価値のある発明にもかかわらず会社は2万円しか渡さず、子供のお年玉より低いお金で、恥ずかしくて無く何百億円もの収益をあげています。未だに日本は減私奉公、官尊民卑(産官学尊民卑)です。イギリスのサッカー元首相は、1人の英国人のためにも戦争を辞さないといひます。これこそ、政府の信頼を示すものです。外圧がないと改革できないのでしょうか。発明、著作は国民一人ひとりの権利で憲法でも保障しているところですが、知的財産は究極の財産で、死活問題です。この2万円は、日本が発明貧乏であることの証明です。智恵と工夫を立国宣言され、日本の生きかたとされたのですから、根本哲学が必要でしよう。どうぞよろしくお願いします。</p>
11	個人	<p>権利濫用に対する法的措置</p> <p>最高裁キルビー判決は、権利の適切な保護として請求項の主要ではない構成部に置換可能な差異があっても均等であるとして均等論により保護するのが適当であるが、無効事由を明らかに有する特許に均等だとするのは、権利の濫用だと判示する。</p> <p>権利濫用は、民法1条に定めるところであるが、実用新案法第29条の3には、権利の濫用を防止するため、権利行使後に無効の審決が確定すると権利行使に過失がなかったことの立証責任を権利者に課するとともに、権利行使により相手側に与えた損害の賠償責任を問う旨を定める。</p> <p>これは、実用新案法では無審査であるがため権利行使を慎重ならしめる事を趣旨としたものである。権利には義務が伴うのは当然の理であるが、特許法にはこのような規定はない。</p> <p>このため権利の主張のみの無責任な権利主張で、権利者が相手側や司法に及ぼす影響は大きい。とりわけ、司法経済に及ぼす影響は看過できない状況にある。</p> <p>民法1条は「私権八公共ノ福祉二遵フ」とし、その2項では「権利ノ行使及ヒ義務ノ履行ハ信義ニ従ヒ誠実ニ之ヲ為スコトヲ要ス」と規定して権利行使と義務の関係を定める。</p> <p>そして、3項には「権利ノ濫用ハ之ヲ許サス」とする。</p> <p>最高裁は権利の濫用は許されないと民法の大原則をもって特許権による権利の濫用を断罪した訳であるが、これが、実用新案権であれば実用新案法第29条の3を適用したであろう。</p> <p>現行特許法は、権利の濫用を抑止する規定が希薄な一方、権利主張の根拠条文に偏する観が否めない。また、権利行使に対する責任を規定する根拠条文に欠ける事が乱訴を助長している現状は訴訟経済を著しく損なわせているようである。</p> <p>最高裁キルビー判決は、権利濫用を戒めたが濫用の根拠条文を敢えておらず、法理としての権利濫用により判決を下している。このことは、間接的には特別法である特許法の不備を指摘したようにもとれる。</p> <p>キルビー判決は、権利の濫用に対し権利者に義務を課す実用新案法第29条の3のような権利濫用に対する権利行使者に対する義務規定が特許法にも必要であることを説示しているように思える。</p> <p>何故なら、最高裁キルビー判決は通常見られない「訴訟経済」という文言で、明らかに無効事由をあると認められる場合には、無効審判の審決を待つまでもなく、そのような権利行使は権利の濫用にあたり許されないとしているからである。</p> <p>「訴訟経済」という文言の意味には、侵害訴訟審理係属中に無効審判が提起された場合に無効審判の審決を待つ事の時間的な無駄、請求項の訂正の機会を必要以上に権利者に与える事による審理対象変更に伴う裁判所での徒勞、更には権利行使に対する権利者の責任を問う根拠条文が希薄である点が含まれる。</p> <p>最高裁キルビー判決は、均等論を是認し特許権の権利保護の十全を図ることが必要であるといった権利保護の必要性を指摘する一方で、行きすぎた権利行使は許されるものではないとして権利濫用にあたるとしている訳で、権利の行使には義務が伴うことを説示する。</p> <p>特許法に実用新案法第29条の3に相当する、権利濫用を規制する条文を設けることが、訴訟経済の面からも必要である。</p> <p>最高裁キルビー判決のように、民法の総則規定によらなければ判決を下せないのでは特別法としての特許法の存在意義が問われる。職務発明、冒認発明の問題等を始めとする改正議論の中では、常に権利と義務の関係を規定する民法1条の精神を担保した法改正が必要である。発明者の特許を受ける権利に立脚した、行政経済、司法経済を損なわない公平、衡平のバランスの基改正議論がなされるべきであろう。</p>
12	個人	<p>今後検討が必要な知的財産対策として以下の事項に関する検討がなされることを要望します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 研究開発費の一定割合を知的財産対策に投入する指針を定める(具体的措置の内容) <ul style="list-style-type: none"> <li>・政府資金により研究開発を実施する場合、投入する研究開発費の一定割合(例えば3%)を知的財産対策に投入する指針を定める。……研究開発における知的財産3%ルール(理由)</li> <li>・研究開発費にいくら国費を投入しても、その成果を知的財産として保護するための体制整備や知的財産取得のための具体的措置がとられなければ、その成果を国の競争力強化にむすびつけることができない。</li> <li>・我が国では大学を中心にTLOや知的財産本部が設けられようとしているが、その活動は緒についたばかりで人材の確保や活動資金がほとんど無いのが実状であるし、国立の研究機関や県の公設試験所なども体制の整備が遅れている。</li> <li>・また、研究開発プロジェクトにおいては、一部の制度(地域新生コンソーシアム制度、新規産業創造補助金)でその対象経費として知的財産関連の経費を認めているものもあるが、いまだそうした経費を対象経費として認めない制度も多いのが実状。</li> <li>・このため研究機関毎や研究開発プロジェクト毎に、例えば研究開発費の3%は知的財産関係費用にあてることを推奨する指針ができれば、大学、国立研究機関等での体制整備や研究開発プロジェクトの成果の産業化に大きく貢献し、我が国の知的財産対策を大幅に進展させることが可能となる。</li> </ul> </li> <li>2. 国立大学における柔軟な知的財産対策を可能とする措置をとる。(具体的措置) <ul style="list-style-type: none"> <li>・国立大学と企業の共同研究の成果については、契約条件次第で企業帰属が可能となるような方向を打ち出す。(注:条件とは例えば間接経費を通常より多く支払う場合等。ただしこの場合でも実施料相当額が契約に基づき企業から大学に支払われる措置が必要。)……大学のフレキシブルな知的財産対策(理由)</li> <li>・国立大学が企業と共同研究を実施した場合、国立大学の独立行政法人化後は国立大学と企業の共有とされる場合が多いと考えられるが、企業側からするとそうした共有特許は活用しづらい場合が多い。例えば共有特許はクロスライセンスする場合にも障害となる可能性が高い。</li> </ul> </li> </ol>

No	個人/団体別	意見
		<p>・英国のオックスフォード大学、ケンブリッジ大学の例では、共同研究を実施する場合に企業側から通常の間接経費よりも多く間接経費を支払う場合には成果の企業帰属を認めており、そうした先進事例を我が国でも導入することにより、本格的な産学連携活動が可能となるものと考えられる。また、成果の企業帰属を認める場合でも、契約で大学には実施料相当額が支払われることになっており、大学側のメリットにも十分配慮した内容となっており、そうした措置を導入することにより企業および大学双方にメリットがある制度の構築が可能となる。</p> <p>3. 技術移転機関に対する税制の改正 (具体的な措置) ・独立した技術移転機関が他から発明を譲り受け特許化を行う場合、それに要した費用は資産計上が必要となし、8年償却しか認められていないが、これを当該発生年度の経費として処理可能とする。……技術移転機関向け税制の抜本改革 (理由) ・上記のような現状の取り扱いでは技術移転機関は、実際に費用が発生し、手元に資金がない状況でも課税がなされる状況にある。 ・もちろん特許化関連経費が20万円以下の場合には例外として経費としての処理が可能であるが、海外出願を考慮すると20万円以下では対処できず、特例措置をとらない限り、財政基盤の脆弱は技術移転機関は存続できない。</p>
13	個人	<p>知的財産に関する訴訟では、侵害の立証容易化、損害賠償額の立証の容易化を図る特別規定が設けられている(営業秘密に関しては、国会審議中)。このため、営業秘密に係る文書であるため、民事訴訟法第220条により文書提出義務がないと考えられる場合であっても、特別規定により、営業秘密に係る文書を提出しなければならない場合がある。 侵害の立証 損害賠償額の立証が困難な知的財産に関する訴訟では、証拠収集を促進する規定が必要である。さらに、国会審議中の民事訴訟法第132条の2(訴えの提起前における照会)等で、より証拠収集が容易に行えるように改正される必要があることも理解できる。 しかし、裁判所ですべて公開されたのでは、営業秘密の保有者にとっては、営業秘密が漏れることを心配し、裁判所でなくADRを選択せざるを得ないなど、裁判を受ける権利を否定なく放棄せざるを得ない場合が出てきてしまう。 知的財産戦略大綱にも謳われているように、2003年度の不正競争防止法の改正により営業秘密の保護強化が図っている。裁判所において、どのように営業秘密を保護するのかを検討していただきたい。 なお、インカメラ審理(民事訴訟法第223条)において、営業秘密であるか否かの判断を裁判官のみが行うが、技術情報などの営業秘密が文系の裁判官に理解できるのかなど、訴訟当事者には不安が残る。 そこで、米国のように、裁判官以外に訴訟代理人及び補佐人も営業秘密を見ることができる Protective orderの規定を検討していただきたい。</p>
14	団体	<p>知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」の盛り込むべき政策事項に関する意見 要望する政策事項I: 「国立大学法人に設置される知的財産本部とTLOを一体化した運営を原則とする。」 上記事項を政策として法令あるいは施行令あるいは指針などに明文化する。</p> <p>理由: 1. 大学における発明から新しい製品、技術、サービスが生み出される比率を高めるためには、発明の発掘からライセンス相手事業者の探索を経て製品開発、技術のアフターケアに至るまでの一連の過程を、一人(あるいはグループ)のライセンシング専門員が担当することが望ましい。 2. 上記1の業務は基本的にTLOの業務である。 3. 知的財産本部の人事管理(職員数と一定ポストとどまる年数)から、上記1の業務を全て知的財産本部の業務とすることは適切でない。 4. 知的財産権は大学法人に帰属する。従って、ライセンシングに係わる権利(実施許諾権)も大学法人に帰属する。 5. 特許出願(外国出願を含めて)に係わる費用およびライセンシングに係わる費用は、大学法人が負担する。 6. 知的財産本部は特許出願を含めて、上記1の業務を指定したTLOに委託する。 7. 大学法人は指定したTLOに出資する。また、委託した業務をTLOが遂行するために必要な経費の相当額を負担する。 8. 知的財産本部は指定したTLOの運営を指揮・監督する。 9. 複数の大学法人が一つの承認TLOを業務委託先として指定できる。この場合、TLOは複数の大学法人(知的財産本部)の指揮・監督を受ける。 10. 上記1から9の仕組みに従えば、大学法人が所有する特許等知的財産権に対する無形資産に対する課税負担を税務上経費とする選択が可能となると考えられる。(基本通達7-3-14)</p> <p>要望する政策事項II: 「知的財産権は課税対象としない。知的財産権によって生み出されたロイヤリティー収入を課税対象とする。」 上記の考え方を明文化してほしい。</p> <p>理由: 現行の(基本通達7-3-15)は技術移転の阻害要因である。この阻害要因を取り除き、知的財産戦略を新起業創出及び産業活性化に結び付けなければならない。</p>
15	個人	<p>工芸品の一部が、工業製品になり、著作権とはかけ離れています。 人の手による物は、著作権にならないものでしょうか?</p>
16	個人	<p>プログラムソフトウェアの適切な保護</p> <p>もはや表現の保護を行い文化の発展を目的とする著作権法による保護には限界がある。 プログラムソフトウェアを適切に保護する産業立法が望まれる。 プログラムソフトウェアの保護については、経済産業省と文部科学省が綱引きをしていた経緯があるが、産業立法として経済産業省に一本化すべきである。 また、漫画そのものは著作権法で保護するにしても、漫画キャラクターの商品化等の問題は、産業立法として規定すべきである。 文部科学省は省益に拘らず、公益を尊重する必要がある。 文部科学省と経済産業省で重複した事業を行っている点が多く見られ、税金の無駄使いが甚だしい。 産業の発展に関する事を経済産業省に移管乃至一本化することこそが、構造改革喫緊の課題であり、不況脱出の鍵となる。 産業に関する事を文部科学省が抱え込み産業の育成を鈍らせている限り、税金の無駄な使い方は無くならず景気回復の足かせとなる。 この点の構造改革は不可欠である。</p>
17	個人	<p>(1)迅速かつ確かな特許審査・審判に関連することで御座いますが、ITサービスに関する業界におきましては、2-3年でビジネスモデルが変遷いたしますことが多く御座います。そして、早期審査を申請する権限のない企業にとっては、ビジネスモデル特許を国内出願と同時に審査請求を行います。特許権が取得される頃にはそのビジネスモデルにより収益を上げられる時期は既に過去になってしまっていますことが御座います。そこで、お願いがございますのは、PCT国際出願における国際調査報告の制度と同様な制度を国内出願においても実現して頂きたいということでございます。国際調査報告に引用されている文献とそのカテゴリを見れば、専門家ならば出願が特許となる可能性は十分に判断できます。そして、国内出願が公開されるまでに調査報告を受け取ることができれば、出願人は出願を取り下げるか、審査を請求するかの判断がやり易くなります。現在は出願が公開されてから、審査を請求するかどうかを判断するため、出願が公開されている以上は万が一の可能性にかけても特許権を取得しないと出願に関連する事業の安定性が保たれないと出願人は思いがちでございます。これが出願人を審査請求に心理的に過度に駆り立てている原因であると思われまふ。これにより、特許庁への無用な審査請求件数の増加を招いているのが現在の姿であると思われまふ。また、今後におきましても、出願人は高額な審査請求費用を支払ってでも事業の安定性を手に入れるために審査請求を行うという行動パターンが存続しますことは想像に難くありません。ですので、無用な審査請求の件数を激減する効果が国内出願に調査報告制度を導入することで得られると思われまふので、宜しく検討の程お願い致します。</p>

No	個人/団体別	意見
18	団体	<p>私どもの提案は、2部に分かれております。第1部は、2002年に策定された知的財産戦略会議の報告書に特定された課題に関するものです。第2部は、推進計画において検討されるべき追加の課題を特定するものです。</p> <p>第1部 2002年報告書に特定された課題について</p> <p>A. 著作権の海外における保護</p> <p>2002年のレポートについての大変前向きな特徴の一つは、知的財産権の海外における保護の向上について強調されている点にあります。これまでのところ推進された作業の大部分は、特許及び商標の保護の改善にかかわるものです。私どもは、知的財産戦略本部が、日本の国際取引における地位に関連して著作物も重要な役割を果たしていることについても認識されるよう強調致します。また、それ故に、知的財産戦略本部は、日本の主要な地域の取引相手における市場において著作権保護を強化することの重要性について認識する必要があると考えます。下記に、日本の著作権の海外における保護を改善することに供するものとして推進計画において特定されるべき個別の目的の幾つかを指摘致します。</p> <p>中国：現在、著作権保護について刑事責任を追及することは中国においては実質的に無理な状況にあります。このような状況は、海賊行為を撲滅することを殆ど不可能とするものであり、その為日本及びその他の国の著作権者の利益を損なうものです。中国はWTOへの加盟交渉において、著作権侵害に対する刑事責任の追及のための要件を緩和することを約束致しました。推進計画においては、中国が当該約束を実行することを促進するための努力についても盛り込まれるべきものと考えます。</p> <p>韓国：日本の楽曲は、韓国市場への参入以降大変人気の高いものとなっております。しかしながら、これらの楽曲のオンラインによる海賊行為は広範に行われております。推進計画には、韓国政府がオンラインでの伝達をレコード製作者がコントロールする排他的な権利を保証するために必要な法律改正を行うよう勧めるための方策が盛り込まれるべきものです。</p> <p>B. 実験的なテストベッド("testbeds")及びデモンストレーション計画</p> <p>2002年の報告書は、多様な実験的なテストベッド及びデモンストレーション計画によって実行される、創造的活動の保護及びメディアコンテンツの流通を促進するための幾つかの異なる計画を要約して記述しました。これらの計画は、推進計画に貴重な寄与を果たすものと思われる。しかしながら、私どもは、推進計画には、このトピックについて以下の点も盛り込まれるべきものと考えております。</p> <p>当該計画への政府の関与は、著作物をデジタル化して配信することについての市場が既に開発されつつある分野には向けられるべきではないと考えます。政府による介入は、市場の開拓のために介入が必要であると明確に示された環境に限定されるべきものです。</p> <p>プロジェクトの設計及び遂行への参画は、日本の企業であるかと否を問わず、著作権者全ての代表者にオープンなものであるべきです。</p> <p>これらのプロジェクトへの参加及び当該プロジェクトに起因する如何なるシステム、メカニズム又はモデルの採択は、厳格に任意のものであるべきです。</p> <p>目的や目標において重複したり更には矛盾するようなプロジェクトが設立されないように注意を払うべきです。</p> <p>C. 2002年の報告書に関するその他の課題</p> <p>2002年の報告書において特定された幾つかの課題については推進計画において高い優先順位を与えられるべきものと思われる。これらの課題には下記のものが含まれます。</p> <p>民事の著作権侵害訴訟における損害額の算定方法の改定。IIPAは、当該改定に、現実の損害を立証しなくとも、侵害行為を抑制できる程度の予め定められた損害額を請求することを原告が選択できるようにするための早急な法改正が盛り込まれることを強く求めます。上記の方策を講ずることにより著作物の創造と伝達に対する投資が促進され、より効果的に侵害行為を抑制できるようになるものと考えます。</p> <p>知的財産権の訴訟において証拠を得るための手続を改善すること このトピックに対する行動計画を前倒しすべきと考えられます。</p> <p>コンピューターネットワーク環境下における著作権の保護を強化すること。</p> <p>第2部 追加の課題</p> <p>A. 著作権保護期間の伸張</p> <p>著作権及び関連する権利によって保護されている著作物の国際取引を促進し、日本法と主要な取引相手国の法とのより一層の調和を実現するために日本が傾注すべき不可欠の努力項目として、全ての著作物及び全ての録音物についての日本法に基づく著作権の保護期間を伸張することについてのコミットメントが推進計画に盛り込まれるべきものです。電子商取引が成長し、発展するに伴い、ある一画における保護期間が不相当に短い場合、当該著作物が未だ保護されている他の国における市場に損害を与え、又は歪曲するために、当該一画における保護期間が短いことが、容易に利用され得ることになります。創作物がオンラインの伝達によって広範に伝達され、ダウンロードされることにより、この問題は、より深刻なものとなっております。保護期間は、権利者の生存期間とその後70年間を原則とし、少なくとも映画及び録音物については、発行から70年間に伸張すべきものです。</p> <p>B. 政府機関/教育機関の著作権政策</p> <p>無許諾によるオンラインでの著作物の蔓延が著しく広がっており、このような状況は、創作活動、並びに合法的なデジタルにかかわる日本の市場の発展に脅威を及ぼしています。政府は、この問題に取り組みむことについて社会に対して模範を示すべきです。従って、海賊版を保持し、若しくは送信し、その他侵害行為を行うために政府が支援するIT関連のリソースを使用することを禁止し、且つこれに制裁を加えるための具体的な方策を講ずることについての公的な教育機関を含む全ての政府機関向けの指針を推進計画に盛り込むべきです。この分野における適正な政策が開発され、より高度な教育を含め、意欲的に公共の分野において推進されれば、民間においても、これに類する政策が遂行されるように奨励されることとなります。</p>
19	団体	<p>知的財産戦略本部に対する意見案</p> <p>1. 大学における知的財産管理 活用に係る活動のための財源確保</p> <p>大学における知的財産管理 活用に係る人材確保、特許等の取得 維持、マーケティング活動等の産学連携活動に要する諸経費に係る財源確保のため、外部資金として獲得する研究開発経費の一定部分はかかる経費に充当されるものとして国の指針を示すとともに、国立大学法人にあっては運営交付金にもこれらを大学運営の必要経費として計上されたい。</p> <p>(理由)</p> <p>大学はその研究能力を発揮して、知の創出、取得 管理、活用、さらに研究の推進による知の創出というサイクルを機能させることにより、新産業創出や経済活性化に貢献することが求められている。しかし、この中で特に知的財産の取得 管理はこれまでの大学には無かった業務であり、これにかかる経費に充てる財源は従来用意されていなかった。</p> <p>しかしながら、その経費はかなりの負担を要するものであり、明確な財源を確保しておく必要がある。特に、特許の取得 維持費用は1件あたり取得時に国内数十万円、海外で数百万円、特許化し権利維持するためにはトータルで1件あたり国内数百万円、海外で数千万円を要する。また、その活動は従事する人材如何によってその成否が左右されると言うべく、従来の教官組織や事務官組織とは全く異なる専門家を多数確保する必要があるため、そのための財源も不可欠である。</p> <p>こうしたことから、大学が獲得する研究資金の一定部分はこのような活動に充当されるべき管理経費として明確に位置づけ、研究資金の出し手(政府や企業)と大学双方にその意識の定着を図ることが必要と考える。(なお、その割合は、各大学が実施しようとする産学連携活動の規模と年間に獲得が期待できる外部研究資金の規模や個々のプロジェクト規模に応じて判断されるべきである。)</p> <p>特に国立大学においては、従来特許の取得 維持等に係る経費は大学の管理運営経費とはなっておらず、法人化によって初めて必要となったものであるが、研究成果の普及、活用を図ることは、国立大学法人化法において国立大学の業務として明確に位置づけられている(第22条)のであり、その必要経費である特許等の取得 維持経費についても大学運営の基本的な必要経費として運営交付金の中で一定額が認められるべきである。</p>

No	個人/団体別	意見
		<p>また、知の創出、取得、管理、活用というサイクルで、大学の研究活動と知的財産の管理、活用がそのエンジンとなるものであることから、大学が獲得する研究資金の一定部分はこのような活動に充当されるべき間接経費として明確に位置づけ、研究資金の出し手（政府や企業）と大学双方にその意識の定着を図ることが必要と考える。</p> <p>2. 国の競争的研究資金における特許出願費用の取り扱いの弾力化 国によるすべての競争的研究資金において特許出願費用を研究管理経費として認めるとともに、その支出について次年度への繰り越しが認められるようにしたい。</p> <p>(理由) 国による競争的研究資金において特許出願費用を研究管理経費として認める制度がいくつか設けられつつあるが、これを全ての制度に拡大するとともに、その支出について、予算単年度主義のもとでは研究成果がまとまった後に行われることとなる大半の出願の費用が対象外になってしまうため、これを次年度へ繰り越すことができることが不可欠である。</p> <p>3. 知的財産権に対する資産課税にかかる税制改正 大学 TLO が保有する特許等知的財産権に対する資産課税負担を軽減するため、知的財産の取得費用を税務上直ちに経費化することを選択できるようにしたい。</p> <p>(理由) 現行の税法上の取り扱いにおいては、特許ライセンスによる技術移転事業は収益事業であり、その元となる特許権は資産として課税対象となっている。 この結果、特許の取得・維持には多額の費用を必要とするにもかかわらず、その費用分が資産価値となって課税されることになり、もともと資本力のない TLO の財政を著しく圧迫するため、大学の研究成果の知的財産化を進める上での制約要因となっている。すなわち、研究成果の特許出願件数、とりわけ外国出願を手控えたりする傾向がある上、手元資金がない中で納税資金を確保するために、マーケティング等にかかる経費や人件費が不足して事業活動そのものが不活性化などの弊害につながる懸念される。 そもそも特許等の知的財産は、年々その価値を減損していくような生産設備のようなものではなく、また、仕入れ価格に利益を乗せて販売していくような商品の在庫と全く性格を異にするものであり、それぞれの特許が生む出す価値は、特に大学発の特許の場合は長期にわたり未知数であることが通例である。したがって、取得・維持に係るコストはその都度経費化し、ライセンス等によって収入が得られたときに課税対象とするほうが、TLO の活動にとっては健全な経営が期待できると考える。 このため、特許等の取得・維持費用を事業経費として計上することを、税務処理上各組織の選択で可能とすることにより、TLO の経営の健全化、安定化を図る必要がある。</p>
20	団体	<p>要望：著作権法の実用品のデザイン形態に関する適用範囲を広げていただきたい。具体的には、「プロダクトコピーライト」を創設していただきたい。 理由：アジア地域から日本市場に流入する模倣品に効果的に対応するため</p> <p>弊社は玩具を中心にビデオゲーム、アパレル、雑貨などを手がけているメーカーでございます。 現在、中国・香港における模倣品の問題は、弊社にとっても非常に頭の痛い悩みであります。模倣品の品質は急激に高まってきており、現地市場をかき乱しているだけでなく、日本市場への流入も後を絶ちません。模倣品業者の中には、商品の内部の機構については全くの同一コピーでありながら、外観の意匠を変更することで意匠権侵害を逃れ、また権利者の登録商標を使用しないことで商標権侵害も逃れているものが存在します。それら商品は外観の意匠が変更されている以上でコピーではないので、不正競争防止法も適用されません。 そして著作権法でも、実用品のデザイン形態については、そのデザイン形態で生産される実用品の形態、外観が、美術鑑賞の対象となりうるだけの審美性を備えている場合には、美術の著作物に該当するが、実用性及び機能性保持のための要請が濃く現れているものは、美術をそくものであり、審美性が備わっているとは認められないため、「著作物に該当しない」(仙台高裁平成12年(ワ)第63号 著作権法違反被告事件、いわゆる「ファービー事件」)との解釈がなされているため、しばしば機能的である内部構造物には著作権は及ばないと考えられます。 このような法体系のもとでは、内部構造の模倣品に対しては、明らかに模倣であるとしても、何ら打つ手立てがありません。また、仮に不正競争防止法での保護が可能であったとしても、税関での輸入差止に不正競争防止法は適用されないため、効果的な模倣品の差止が困難です。なお、もとも税関では輸入差止手続での著作権に基づく申立の取扱について慎重でありましたが、特に税関にとって上記「ファービー事件」のインパクトが大きかったようで、税関は「機能的に過ぎない」という点に必要以上に慎重になってしまいました。事実、税関で現在受理しているキャラクターの著作権に基づく輸入差止申立は、ハローキティやアンパンマンなど著名な著作物、しかも全て機能的なデザインを含まない、動物などをモチーフとしたキャラクターに限られております。 しかしながら、少なくとも香港、英国、米国においては、「プロダクトコピーライト(商品著作権)」として実用品においても著作権で保護することとしております。それにより、外観上は一見異なる商品であっても、内部の主要な部品が同じであれば、プロダクトコピーライト(商品著作権)の侵害として摘つきましては、日本でも商品著作権の採用をご検討いただけたら幸いです。</p>
21	個人	<p>&lt; 知的財産の流動化に関する法人税法の整備 &gt; 現在、金融商品の流動化については明文の規定がある(法人税基本通達2-1-44)しかし、不動産及び知的財産にはない。規定がない以上、一般に公正妥当と認められる会計基準に従って計算される(法人税法22条4項)、不動産には「特別目的会社を活用した不動産の流動化に係る譲渡人の会計処理に関する実務指針(日本公認会計士協会)」により会計上の取扱があるが、知的財産には会計上の取扱もない。また法律上は譲渡取引であるものの、会計上は金融取引として取り扱われる取引について税務上どのように扱うか不明確である。したがって、知的財産を資金調達目的で活用する際に障害となっているため、早急に通達等を作り、会計・税務の取扱を明確化することにより知的財産の活用を促進する必要があると考える。</p>
22	個人	<p>現在の発明等、知的財産に関する議論は、知的財産を直接金銭に換算することが重視されすぎており、知財パブルの様相を呈している。このような施策は、先に日本が経験し、現在も苦悩する土地パブルと同じようなもので、遠くらず破綻し、将来にわたってその精算を求められ、子孫にマイナスの遺産を負わせることに成りかねない。 知的財産の価値は、これが実施され、国民に商品・サービスが提供され、これの見返りとして金銭が支払われることによって、初めて生じるのである。この裏付けがあって、初めて、知的財産の価値が生じるのである。 そのように考えると、発明し、特許を取得しただけでは、何ら価値は無い。流動化と称して、この段階で金銭的に評価して売買したり、金融資産として評価しようとする施策は、その後にある実施までの長い努力の重要性を認識できていない軽率な施策であり、結果として政府自らがパブルを煽ることになる。これは、非常に問題である。  産業競争力を高めるためには、このような知財パブルを煽る施策ではなく、特許が実施され、新商品が製造され、新サービスが提供されることまでの、一番困難な部分を行う者の負担を軽減し、ハードルを低くする施策を行わなくてはならない。知的財産戦略推進計画は、この視点に立って立案されるべきである。  そこで提案するのは、仮想ベンチャー企業という構想である。 ここで、仮想ベンチャー企業とは、発明を商品として又はサービスとして市場に提供したいという提案について、市場参入初期までを行う仮想の企業である。このような提案を随時募集して開発ユニットとして随時取り込み、商品・サービスとして市場に提供する。総務・経理・知財部門などのサポート部門は共通で利用できるようにしておく。また、研究設備も共同利用できるようにしておく。国の研究機関の支援も受けられるようにする。2年ごとに開発ユニットの進捗をチェックし、開発を継続する意味を確認する。進捗が見込めない開発ユニットは、当企業としては終了し、独立させ、後は自己責任で開発してもらう。  B. 産学連携について 現在、大学が送ってくる共同研究契約のひな形は、一方的に大学有利な内容で、納得できない。企業から研究テーマ・資金を出しても、大学教授は秘密保持義務を負わず、成果も大学がまず帰属することになっているものが多い。 これでは、企業側には負担が多く、多くのテーマで、産学連携は挫折するであろう。 基本的に、研究成果を発表することで社会的地位を得る大学教授に、市場原理が働くものを行わせることに無理がある。 そこで提案するのは、産学連携に入りたい教授は、大学とは別の組織に入ってもらい、一定期間の移籍という形態をとることである。 例えば、前記の仮想ベンチャー企業である。ここで、開発ユニットの1つとして働いてもらうことで、大学という組織から離れ、市場原理の働く企業との共同開発も現状よりは円滑に行えることになる。</p>



No	個人/団体別	意見
23	団体	<p>学術文献複写にかかわる著作権の取り扱いについての要望」</p> <p>日本の産業の発達には、知的財産権の保護が必要であり、政府主導でプロパテント政策を推進することは妥当だと思います。しかし、著作権法においては、権利の尊重と共に、著作物の公正な利用に留意することが法的に掲げられています。権利の強化が公正な利用の阻害(情報流通の阻害)、ひいては産業の発達の阻害、公共の福祉の阻害要因となってはならないことと存じます。</p> <p>学術図書・文献等の分野においては、著作権等管理事業法の制定により、その複写にかかる権利処理が進められようとしています。権利保護の面からは好ましいことですが、一方で医療の発展、国民の健康・福祉の増進のために、権利の制限が必要と考えられる分野もあります。</p> <p>(要望事項)</p> <p>業事法に基づいて行われる、医薬品に関する厚生労働省への副作用等の報告に関わる情報入手、承認申請、医療関係者への適正使用情報提供等においては、実際には公表した文献を複写して使用せざるを得ない状況です。しかし、権利を遵守するためには、この複写について事前に著作権者すべての許諾を得ることが必要になり、正確かつ迅速に情報提供を行うことを物理的に不可能にします。</p> <p>医療の発展、国民の健康・福祉の増進が阻害されるようなことがあってはなりません。</p> <p>従いまして、業事法に基づいて行われる一連の行為については著作権法の権利制限等、適正な取り扱いをされるよう要望致します。</p> <p>また、現在、厚生労働省で検討されています。電子申請、e-添付文書、副作用感染症の電子報告、EBMガイドラインなどの推進につきましても、著作権法の規定が障害となることも懸念されますので、あわせて権利制限等について要望致します。</p>
24	個人	<p>植物新品種に関する意見(項目)を提出します。</p> <p><b>【植物新品種】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>育成者権の対象範囲の拡大 <ul style="list-style-type: none"> <li>育成者権侵害収穫物を原料とした加工品の種苗法(関税定率法)適用</li> <li>農家による種苗の自家増殖の段階的禁止</li> </ul> </li> <li>審査期間の短縮 <ul style="list-style-type: none"> <li>植物の種類により当然審査期間の長短はあるが、出願者の協力を含めた一層の短縮(書類審査・現地調査の活用、判定技術の開発・向上)</li> </ul> </li> <li>新品種等判定技術の開発・向上 <ul style="list-style-type: none"> <li>新品種・育成者権侵害物(加工品を含む)のDNA判定技術の開発・向上</li> </ul> </li> <li>アジア地域等との連携による権利保護の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>UPOV加盟国との審査・技術協力</li> <li>UPOVへの加盟、最新UPOV条約対応制度の促進</li> </ul> </li> <li>植物品種の収集・保存・提供 <ul style="list-style-type: none"> <li>既存品種・審査対照品種を含めた植物品種の収集・保存・提供</li> </ul> </li> </ol>
25	団体	<p>著作権法附則4条の2(書籍等の貸与についての経過措置)削除に関する要求</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>昭和59年に、著作権法が改正され、新たに貸与権が成立した際、附則4条の2によって、書籍等については貸与権が及ばないとされている。この立法趣旨については、貸与権創設当時は、貸本業者が経済的に大きな影響を及ぼす状態ではなかったことや、権利を処理する機構が整っておらず、権利行使が実質的に困難であると考えられたことなどが挙げられている。</li> <li>然し乍ら、現在は、上記立法事実が変化していると言わなければならない。近時、出現した「レンタルコミック」という業態は、かつての「貸本屋」とは異なり、レンタルビデオでノウハウを蓄積した業者が、そのノウハウやシステムを活用して、コミックスのレンタルを大規模展開をしている。このようなレンタルコミック店が新刊市場へ与える影響は甚大なものがある。当会は、平成12年の設立以降、著作者の努力の成果が著作者に還元されるシステムを構築することを唯一の目的として活動してきた。コミック作家の努力の成果であるコミックスを扱って利益を得ながら、その利益が全くコミック作家に還元されないという不正義が放置され続けるならば、優秀な人材が他業種に流出し、世界に誇る日本のコミック文化が衰退してしまうのである。日本のコンテンツ産業の源であるコミック文化をさらに発展させるためにも、附則4条の2を削除し、貸与権を書籍に及ぼすことが不可欠かつ緊急の課題であると考えている。当会の主張が、著作者の権利を保護し、もって文化の発展に寄与するという著作権法の目的に資するものであると考える次第である。</li> </ol>
26	団体	<p>知的財産推進計画」に盛り込むべき事項に関する意見提出案</p> <p>掲題の件について以下の意見を提言致します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>特許の審査基準について <ol style="list-style-type: none"> <li>国際ハーモナイゼーションの推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>物性の数値を限定したいいわゆるパラメータ特許、公知物質を組み合わせた組成物などにおいて、従来の審査基準が見直されてきておりますが、国際的にみると異なる点があります。できるだけ国際的な枠組みで統一されるように望みます。</li> </ul> </li> <li>官能を評価手段とする特許について <ul style="list-style-type: none"> <li>香料物質の特性は香り、匂い、風味といった人間の五感に依存するもので、効果の判定には個人差もあり特許性の判断において困難な面もあります。官能を評価手段とする特許について、審査基準を作成して頂きたい。</li> </ul> </li> </ol> </li> <li>知的財産関連法律の体系化 <ul style="list-style-type: none"> <li>工業所有権各法、不正競争防止法、著作権法、種苗法、など知的財産に関する法律は多岐にわたり、改正もなされておりますが、各法律の包括的な体系化を望みます。</li> </ul> </li> <li>営業秘密の保護強化 <ul style="list-style-type: none"> <li>ノウハウの保護強化 <ul style="list-style-type: none"> <li>香料は全世界的に食品、化粧品などに使用され、大別すると原料素材香料(合成香料、天然香料)とこれらを調合(配合)し、食品・化粧品に使用する調合香料に分類されます。調合香料に使用される香料原料は数千種類にも及びます。また用途別に大別した場合食品用香料(フレーバー)と化粧品用香料(フレグランス)に分類されます。香料が使用される商品は生活全般にわたって、いままや香料は生活必需品となっております。これらフレーバーやフレグランスを創り出すためには化学物質、天然素材としての香料素材に関する多様な科学的知識と、香りを創る感性が必要で、これら調合香料を作り出す調査専門家を食品香料の場合ではフレーバリスト、化粧品香料ではパフューマーと呼んでいます。多年に及ぶ専門的な訓練を受け自らの能力向上に励んでやっとならぬ専門技術者として認められます。フレーバリストは多種類の香料原料を嗅覚、味覚により調合し、食品に最適な「香り」の処方箋を作成します。またパフューマーは顧客からの依頼に対応した香りを創るための研究と、自発的に新しい香りを創る創作研究とがあります。最終的にはフレーバリストと同様に処方箋を作成します。このように、調合香料の成果である処方箋は音楽や絵画の場合と同様な著作物とも言えます。</li> </ul> </li> </ul> </li> </ol> <p>しかしながら世界的にみても処方箋を著作権で保護している国はありません。素材である数千以上の合成香料、天然香料の個々については公表されており、合成香料の場合では、物質特許や製法特許または用途特許として保護を受けることは可能です。しかし調合香料は既知の香料原料を組み合わせて混合する製造法のため、その配合表である処方箋は、秘密性の保持からこれまでノウハウとして秘匿され、知的財産としては営業秘密の中でその保護を受けることで対応してきました。</p> <p>一方最近になって消費者からみた製品の安全性の観点から商品に使用される香料についてその内容を開示する(成分表示)ことが強く求められる傾向になってきました。香料物質のヒトへの安全性については食品衛生法等の法的枠組みがありますが、この点については業界としても行政とも密接な連携を図りながら進めております。</p> <p>一方消費者の安全性の観点、知識欲から、調合香料の知的財産としての側面をないがしろにして、安全性が確認され、公表されている原料香料の配合内容を、消費者及び顧客(食品・化粧品会社)から要求されることについては営業秘密としての法的位置付けからこれを拒否することができるようなノウハウ保護を要請致します。</p> <p>また裁判等の公的の要請により営業秘密を開示する場合においても、知的財産の保護という観点から最大の考慮を図って頂き、ノウハウを保持する者が不利益を生じないようにして頂きたい。また国際的にも諸外国の法体系について調査し、わが国が不利にならないようにして頂きたい。</p>
27	団体	<p>I. 全体について</p> <p>基本法は日本国が知的財産立国として繁栄するための基礎を築くものであって正しい方向を目指したものである。これを実際に進めていくための知的財産推進計画は重要であり、あらゆるノウハウを結集してかならず実現していかなければならない。ただし、その際、インターネットによりボーダーレスとなった社会において知的財産権はより国際的なものとなっているため、日本国の知的財産権の保有者と外国の知的財産権の保有者を差別することなく取り扱い、また、知的財産権についての国際的議論を考慮し国際的な流れから大きく乖離することがないように配慮すべきである。このような状況が保たれてのみ日本の知的財産立国が持続可能かつ成熟したものとなる。と考える。</p>

No	個人/団体別	意見
		<p>知的財産の保護には、特許権による保護が適する場合もあれば、著作権法による保護が最適な場合もある。コンテンツやソフトウェアを違法なコピーから守ろうとすれば、オフラインであっても、オンラインの世界においても、著作権が大変有用である。推進計画が特許権による保護にのみ重きを置き、著作権法による保護がないがしろにされることがあってはならない。</p> <p>知的財産権制度は技術との相関性が強く、常に技術に即した迅速な制度改革が求められる。知的財産推進計画を作成する際には、常に技術の進歩を意識し、あたらしい技術が参加しやすい制度にする必要がある。</p> <p>知的財産権制度は、権利者の利益と利用者の利益、さらには権利者の競争者である新たな権利者の利益の均衡のうねにできあがっている。知的財産権制度は産業政策のために出来上がった極めて政策的な制度である。薬品の特許の強制実施の案件をみるまでもなく、知的財産権の権利の範囲についてはこれをせよとせよとする勢力があり、この制度は国による意図的なサポートがないがしろに弱体化の危険がある。</p> <p>IT社会になった現在、いままで利用者のみであったものが同時に権利者になることが常になった現状認識を含め知的財産権制度の趣旨、重要性について、国民に対するひろい啓蒙が必要である。</p> <p>日本の企業の大部分は中小企業であり、この部分が活性化しないがしろ日本の活性化はありえない。しかしながらこの分野における知的財産権の認知度は極めて低い。中小企業に対して、利用者の立場からだけではなく、権利者の立場からの知的財産権の教育が望まれる。</p> <p><b>II. 保護戦略 - 知的財産の保護の強化</b></p> <p><b>1. 迅速かつ的確な特許審査 審判</b></p> <p>迅速かつ的確な特許審査 審判のためには、以下の点に注力して、特許制度を向上させる必要がある。</p> <p>十分な研修と資金 現在、特許制度を利用する人々の多くは、特許庁におけるリソース不足を懸念している。当然ながら、特許庁が十分な人材と資金を持つ場合、特許取得は速やかに行われ、発行された特許全般の品質も優れている傾向がある。逆に特許庁に十分な人材やリソースがない場合は、特許取得が遅延し、時には特許権に値する発明が却下されるばかりか、値しない発明に特許権が付与される可能性がある。</p> <p>先行技術への容易なアクセス 審査官が、特許権の付与を適時かつ正確に審査できるかは、先行技術に効率的にアクセスできるかにかかっている場合がほとんどである。IT分野では、アプリケーション性能の複雑化とともに技術調査の作業が増え、必要な情報に審査官が効率よくアクセスできることが一段と重要になっている。基本的なITインフラが整備されていなかったり、オンラインの情報をも有効利用するための研修が実施されていない場合は、審査官が、先行技術を探し当てたり閲覧するのは、容易な作業ではない。</p> <p>具体的には、米国特許庁、ヨーロッパ特許庁との協力関係を通じ、データベースの整備を可及的速やかに行うべきである。また、APECを通じ、アジア[1]諸国に特許審査、審判、データベースの利用等について、教育、トレーニングを行うべきである。</p> <p><b>2. 損害賠償制度の強化</b></p> <p>「侵害し得」の社会からの脱却を目指すためには、法制度上、侵害しないことへのインセンティブが担保されていないといけない。現在、コンテンツやソフトウェアプログラムを含む著作物の違法な複製等は、瞬間的、大量、ブロードバンド時代においては当事者 場所等の把握も困難な状況で行われ、かつ、その違法行為の痕跡を瞬間的に消去することが可能である。このような状況下では、侵害していてもどうせばれないから得、となるおそれが高くなってしまい侵害しないことへのインセンティブが働かない。そのようなにならないために、実効的な損害賠償制度の策定が必要であり、具体的には法定賠償制度、推定賠償制度を導入するべきである。</p> <p>(1) 法定賠償制度</p> <p>日本では、公衆送信権や送信可能化権を先進国の中でもいち早く取り入れ、インターネット上のデジタル著作物の権利侵害に関し著作権法の手当てをしているが、例えば、いざ、著作権の侵害者に対し権利行使を行い、損害賠償を行おうとすると、1つ1つの著作物の損害額の立証に非常に手間と時間がかかり、多数の事案に対して権利行使を行うことは非常に困難である。</p> <p>他方、インターネットでの侵害がひっきりなしに行われている現状では、諸外国での立法例を参考に迅速かつ簡便な制度により損害賠償制度を補強することが必要である。</p> <p>(2) 推定賠償制度</p> <p>侵害し得の社会から脱却するためには、知的財産権の保有者のみに過度の損害に関する立証の責任を負わせて知的財産権に対する侵害にインセンティブを与えてはならない。デジタル著作物の侵害行為は、密室で、他人の目には見えないところで、瞬時に行われる(この点で、目に見える他の財産の侵害と決定的に異なる。指紋、目撃者を含め、多種の手がかりがその物件の回りに残る)。このため、権利者が侵害された著作物の全数を立証することはほとんど不可能に近い。このため、裁判実務ではかなり控えめに数の認定がなされていると考える。しかしながら、いく著作物を侵害したのか一番明確に知っているのは侵害者である。このような状況にもかかわらず、侵害者は侵害数の立証活動に一切負担を負わないことは、真実発見、公平、遵守へのインセンティブに反する。従って、例えば、目に見える一部の侵害の少なくとも倍の侵害があったことを推定し、これを侵害者が反証する推定賠償制度を導入すべきである。もしくは、諸外国の立法例を見習い、三倍賠償制度の導入も検討に値する。</p> <p>知的財産権が他の所有権法とは異なった情報独自の法体系が必要であることが既に認識されているが(知的財産戦略大綱 用語を 知的財産権、産業財産権に統一の項目参照)従来の目に見える財産の侵害とは異なった、侵害しないことへのインセンティブを働かせる法制度を策定することが重要である。</p> <p><b>3. 模倣品 海賊版等への対策の強化</b></p> <p>(1) 各国における政府およびローカルの権利者への教育および連携</p> <p>BSAは世界各国において、知的財産権に関する教育、啓蒙、政府への政策提言、権利執行活動の支援を行っているが、その際重要なことは、その国における教育、トレーニング、連携、というプロセスをきちんと踏むことである。各国には異なった慣習、思想、歴史があり、前記のプロセスにより相手国の理解を得ることが肝要である。このプロセスを踏まずにいきなり権利行使すれば、慣習、思想、歴史等の違いから、権利行使を誤った方向で理解され、かえって、権利者への批判になって跳ね返ってきたり、対策強化には結びつかないということになってしまう。</p> <p>(2) アジア諸外国との権利行使に関する連携</p> <p>模倣品 海賊版対策はもとより、ネットワーク上での著作権の侵害はいまやボーダレスである。そのような場合に、どの国で侵害があればどの専門機関に申し立てればよいのかをすぐに分かるメカニズムをAPECの枠組みを通じて策定すべきである。</p> <p>また、二国間協議、APECを通じて、捜査の迅速な協力関係を築き、瞬時かつ大量に行われるインターネット上の侵害に対応すべきである。</p> <p><b>4. ネットワーク上での著作権の保護強化</b></p> <p>- 技術的保護手段の回避等にかかる違法対象行為の見直し</p> <p>現在、著作権法および不正競争防止法において、技術的保護手段の回避等について一定の保護がなされているが、現状、ネットワーク上で多数、頻繁にこれらを回避する重要な情報(シリアルナンバーやソフトウェアの使用に必要なキーに関する情報)が提供されたり、アクセスコントロールの回避について刑事罰がないことから抑止力が十分に働いていないことを鑑みれば、違法対象行為を諸外国の法制度も参考にして検討し直すべきである。</p>



No	個人/団体別	意見
28	団体	<p>知的財産戦略推進計画に対する意見書</p> <p>ゲームソフト、音楽、アニメーション等、国内のみならずアジアや欧米各国にも評価が高く市場競争力のあるデジタルコンテンツ産業は、自らが今後のわが国経済を牽引し得る産業分野の一つであることを認識いたしております。したがって、このたび貴事務局より意見募集のありました知的財産戦略推進計画におきましては、コンテンツ産業を今後のわが国のリーディング産業として明確に位置付けた上で、その早期実現のために必要な施策を盛り込んでいただくことを切望いたします。</p> <p>以下に、デジタルコンテンツに係る知的財産の創造、保護及び活用のそれぞれの局面において特に重要と思われる項目について要望を申し上げます。</p> <p>記</p> <p>1. 知的財産の創造の局面において必須の施策</p> <p>(1) デジタルコンテンツの創出を圧倒的に拡大するための施策</p> <p>知的財産の問題を考える前に、デジタルコンテンツの創出を圧倒的に拡大する必要があるが、このためには、デジタルコンテンツを制作する者の育成、発掘及びメジャー化、ならびに、制作の高度化や効率化のためのツール等の基盤技術の整備が重要な要素となる。前者については、クリエイタ、ディレクタ、プロデューサーといった職種毎に求められる人材像を丹念に調査し、それぞれを育成、発掘及びメジャー化するきめ細かな方策を実施する必要があるのではないか。また後者では、技術基盤の未整備な分野について早急に大規模な施策を検討する必要があるのではないか。</p> <p>(2) 制作者インセンティブを確保するための競争政策上の施策</p> <p>デジタルコンテンツに係る知的財産を創造するには、国内はもとより国際的にも競争力のあるデジタルコンテンツの制作を促進することからはじめるが、制作を促進するためには、デジタルコンテンツを制作する者に対するインセンティブを確保することが必須である。制作者に対するインセンティブは、本来、デジタルコンテンツの主たる保護客体である著作権法に基づき権利帰属や利益配分等についての取り決めによって実現するというのが基本である。しかしながら、現時点において、著作権制度の枠内のみでは適切なインセンティブを確保するのが難しい場面も生じている。関係当事者間の利益考量に向けた一層の努力が必要であることは当然であるが、国としても、競争政策によって制作者に対するインセンティブを確保するための調整を検討する必要があるのではないか。</p> <p>(3) 知的財産報告書の導入を促す施策</p> <p>中小ベンチャーであることの多いデジタルコンテンツ制作企業は、無体財産であるデジタルコンテンツを収益の源泉としているにもかかわらず、これを会計書面において適切に開示する慣行が確立しておらず、投資家やサードパーティーの理解を得られるに至っていないというのが実情である。先の知的財産戦略大綱、および、同大綱を受けて経済産業省産業構造審議会より指針の示された「知的財産報告書」は、大手企業だけでなくデジタルコンテンツ制作企業にとっても等しく重要である。「知的財産報告書」の発行が義務付けられることについては問題があるが、その一方で、導入を望むコンテンツ産業のために、国としても、ソフト開発(制作管理、製作経理、会計処理等)に関するソフトウェア等につき急ぎ検討する必要があるのではないか。</p> <p>2. 知的財産の保護の局面において必須の施策</p> <p>(1) 保護技術の革新および情報規律諸法の整合を促す施策</p> <p>デジタルコンテンツに係る知的財産の保護は、現在、まずはコピーコントロールやアクセスコントロールといった技術的保護措置を施すこととし、次にこうした保護技術を迂回解除することを法律(わが国では著作権法、不正競争防止法)で禁止するという、いわば二段構えの構造が採用されている。しかしながら、保護技術は依然としてこれを迂回解除する技術との競争関係にあるほか、迂回解除を禁ずる法規制についても情報を規律する他の規範(たとえば、表現の自由、通信の自由など)との整合に関する議論が続いている。国は、産業界の取り組み(より効果的な保護技術の開発に向けた努力、他の法制度との整合に向けた研究や協議)を引き続き支援する必要があるのではないか。</p> <p>(2) 個別課金および補償金制度に関する産業界の取り組みを支援する施策</p> <p>デジタルコンテンツの取引から収入を得るためには、デジタルコンテンツの使用又はその著作権の利用ごとに、確実に課金することのできるシステムを設計することが望ましい。しかし、デジタルネットワーク環境においては、上述の保護技術同様、「抜け道」があるというのが現状である。その制度内容に対して幾つかの見解があるものの、特定コンテンツ分野(デジタル録音/録画)については補償金制度により収入を確保する方策が採用されているところである。現在、個別課金に関しては、関連する技術開発や制度設計に向けた努力が続けられており、またデジタル録音/録画補償金に関しては、現行の私的録音録画補償金(著作権法第104条の2～11)の対象範囲及び額率の見直しがなされようとしている。</p> <p>国は、個別課金等に関連する技術開発を支援するとともに、補償金制度に関する産業界の取り組みに関し様々な利害関係者の主張を調和する調整役を担うか又は調整の場となる機関を支援する必要があるのではないか。</p> <p>(3) 紛争解決制度の構築および海賊版被害に関する施策</p> <p>デジタルコンテンツが大量に創出・提供されデジタルコンテンツを中心とした経済活動が盛んになれば、その知的財産権をめぐる紛争が増加することは想像に難くない。しかし、デジタルコンテンツは、複製の容易性故に侵害に弱く、送受信の容易性故に侵害による損害の広がりが早い。わが国著作権法はここ数年著作権者等の権利を強化してきたが、ひとたび法的な紛争がおきた場合に判決執行までに時間がかかるという点になれば、権利はあっても実質的な救済を得られないといったことになりかねない。デジタルコンテンツは権利行使の面で脆弱な性質を有していることから、現在、司法制度改革推進本部において行われている議論の加速に期待する。</p> <p>なお、デジタルコンテンツはポータル系に送受信される情報財であり、侵害や法的紛争が国境をまたぐことも容易に想像し得る。海賊版被害は、音楽やアニメーションなど幾つかのコンテンツ分野では、既に深刻な事態となっている。国は、海賊被害等の実態を早急に把握するとともに、問題解決のため関係する国地域との協議に着手する必要があるのではないか。</p> <p>3. 知的財産の活用の局面において必須の施策</p> <p>(1) 知的財産を流動化する制度設計および実務フロー構築に関する施策</p> <p>デジタルコンテンツに係る知的財産を取引の中心に据えた経済活動を活性化させるには、デジタルコンテンツに係る知的財産を流動化する制度基盤の整備が必須である。「(3) 知的財産報告書」の導入を促す施策」で述べたように、デジタルコンテンツに係る著作権を適正に会計書面に開示する慣行の確立は重要な要素であるが、さらに、適正に開示された(制作途上の作品であれば適正に開示される)著作権を流動化・証券化するための制度設計が必要になるものと思われる。とりわけ、ゲームソフトやアニメーション等のように制作費の高むデジタルコンテンツについては、その企画段階から流動化・証券化をはかり、資金調達を可能としていくようなダイナミックな経済活動が求められるところである。したがって、デジタルコンテンツ産業は、経済産業省産業構造審議会の3月14日付「知的財産の信託に関する緊急提言」に賛する。なお、産業界は、新制度に移行した場合、新たな実務フローの構築を余儀なくされることから、国としては、知的財産を流動化するための制度設計のみならず、新制度に移行した場合に必要なシステム開発についても支援する必要があるのではないか。</p> <p>(2) コンテンツ利活用ビジネスを活性化するための施策</p> <p>デジタルコンテンツを利活用するビジネスが活性化することはデジタルコンテンツ産業にとっては大変好ましいことであるが、その前提として、第一義的に著作権制度内でデジタルコンテンツの保護と利用の適切なバランスをとる必要があることは言うまでもない。さらに、著作権制度内のみでのこのバランスが構築維持できない場合には、情報を規律する他の規範(たとえば、表現の自由、情報の取得という憲法上の重要な課題)、競争政策、消費者保護といった観点からの調整が不可欠である。国は、デジタルコンテンツの保護と利用をめぐる様々な観点からの利益衡量の議論を促すとともに、デジタルコンテンツの利活用分野におけるビジネスを活性化するため、そのビジネスモデルの構築、実証実験等といった積極的な施策を打ち出す必要があるのではないか。</p>
29	未記入	<p>発明の創造、保護及び活用に関する意見</p> <p>「ろくでもない発明」であれば、そのような発明の創造、保護及び活用を考慮することなど必要がありません。ろくでもない、即ち、良い発明とは、似たような先行技術が存在せず、存在したとしても、それらが進歩性の点で劣る技術でしかない場合であると思います。そのような発明は適正に保護されなければなりません。また、適正に保護されるためには、技術的範囲が明確に特定されるように特許請求の範囲が記載されていなければなりません。このようになるように、先行技術を調査し、特許請求の範囲の記載を審査するのは特許庁の仕事です。しかしながら、産業構造審議会知的財産政策部特許制度小委員会の第1回の委員会議事録によると「日本製薬工業会、あるいは在日米商工会議所、次のページにあります経済産業省製造産業局の報告書にも、予見性がないようになるので、審査は的確にしてください」というような要望が出ていますと事務局員が述べております。また、同特許制度小委員会の第6回の委員会の議事録には、「料金改定が行われましたら、私ども企業の立場から言いますと、さらに適格な審査をやっていただきたい。私どもも社内表彰や実績の対価」といった審査を社内で行っています。その時、この特許は登録になっているけれども、多分先行技術があるのではないかということでも私の調査部隊に調査させたところ、先行技術が実は出たという事例が幾つかございまして、適格な審査をしていただいて特許査定になり、きちっと確立した権利に持っていっていただきたいというお願いでございます。どの委員の発言が記載されています。これに対して、事務局員は、「そこは肝に銘じて対応してまいりたいと思います。」と精神論を述べているだけで、具体的な目標や対策について回答されていません。米国特許審査便覧MPEP § 904の以下の記載にならって、我が国においても適切な先行技術調査が行われることを希望します。</p> <p>(The first search should be such that the examiner need not ordinarily make a second search of the prior art, unless necessitated by amendments to the claims by the applicant in the first reply, except to check to determine whether any reference which would appear to be substantially more pertinent than the prior art cited in the first Office action has become available subsequent to the initial prior art search. The first search should cover the invention as described and claimed, including the inventive concepts toward which the claims appear to be directed. It should not be extended merely to add immaterial variants.)</p> <p>良い発明に権利を付与し、そうでない発明には権利を付与しないことが、最大のプロパテント政策で有ると思います。</p>

No	個人/団体別	意見
30	個人	<p>(1) 推進計画に盛り込むべき政策事項 個人及び中小企業による特許出願に関連する統計情報を、米国のそれと対比しつつ詳細に公開する、という政策を盛り込んで頂くように要望いたします。</p> <p>(2) 理由 知的財産基本法第19条には、 「事業者が知的財産を有効かつ適正に活用することができる環境の整備」第十九条 国は、事業者が知的財産を活用した新たな事業の創出及び当該事業の円滑な実施を図ることができるよう、知的財産の適正な評価方法の確立、事業者に参考となるべき経営上の指針の策定その他事業者が知的財産を有効かつ適正に活用することができる環境の整備に必要な施策を講ずるものとする。 2 前項の施策を講ずるに当たっては、中小企業が我が国経済の活力の維持及び強化に果たすべき重要な使命を有するものであることにかんがみ、個人による創業及び事業意欲のある中小企業者による新事業の開拓に対する特別の配慮がなされなければならない。」と規定されています。今般の特許法改正で、審査請求料が一律に2倍に値上げされます。このことは中小企業等にとっては、出願意欲や審査請求意欲を阻害する要因になりかねません。</p> <p>審査請求料や特許料の新たな減免制度が提示されてはいますが、実務家の立場からすれば、これらの制度は手続きが煩雑であり、また適用されるユーザーも限られてくるため、真に中小企業等に配慮した制度とは言えないと思います。</p> <p>そこで、中小企業等の特許出願状況を正確に把握するために、中小企業等の</p> <p>(1) 出願件数 (2) 審査請求件数 (3) 納付した審査請求料の総額 (4) 審査請求時における減免制度の利用件数とその割合 を含む統計情報を、米国のそれ(例えば(4)であれば、米国のSmall Entity Discount制度の利用件数とその割合)と対比しつつ随時公開して頂くように要望いたします。</p>
31	個人	<p>アメリカやドイツといった世界的に見て特許出願件数の多い欧米諸国は、外国での出願比率が高いのに対し、日本の特許出願件数自体は多いものの、外国出願比率が際立って低い状況にあります。その理由の一つとして、外国語言語に対する敷居の高さ、外国語でのコミュニケーション・スキル不足があると思われます。外国での出願比率が日本に比べると圧倒的に高いアメリカは、英語が母国語であるというメリットだけでなく、PL(製造物責任)に対する意識が高く、企業の技術ドキュメントに対する意識が高い国であり、国防総省Technical DocumentationやMIL-SPEC等が産業界に影響を与え、テクニカル・コミュニケーションという分野が確立され、大切な素養のひとつとして認識されているといった事情も背景になっていると考えられます。</p> <p>あくまでも一般的に指摘されている傾向としてですが、開発に従事する技術者は、日本語でも簡潔に的確に要点を押えて伝えるという言語表現は苦手とする傾向があり、また、全般的に日本企業でのテクニカル・コミュニケーター、翻訳者という職種に対する認識は他国に比べて低いと言われてはいますが、海外での日本の競争力強化という観点では、この辺の違いについても認識していないと空回りする部分が出てくると考えます。</p> <p>私は、翻訳支援技術のソフトウェア・メーカーに勤めておりますが、その製品は、多国籍企業の多くでグローバル化/ローカライゼーションのための必要不可欠なフレームワークとして採用されており、翻訳文の用語管理、品質・均質性管理、翻訳文の再利用率向上によるコスト削減、市場投入時間短縮といった目的を実現するために、ここ4-5年で積極的に導入が進められてきています。また、主要顧客には国連、EU、NATO、FBIといった政府・組織も含まれ、企業のグローバル・ビジネス展開だけでなく、外交、国家セキュリティという観点での多言語処理のためのITフレームワークとして導入されています。</p> <p>一般的に言って、英語はどこの国でも通じるので、外国語は弱いというアメリカ人は多いですが、IT標準技術を確立し、各国での良質な翻訳者、サービス企業とのサプライ・ネットワークを構築することで、グローバル・ビジネス展開のための多言語展開を如何に柔軟に迅速にシステムチックに行うか、というテーマに沿ってのIT導入は日本より積極的であり、進んでいます。他方、日本企業での多言語展開に対する意識という点、翻訳サービス会社に丸投げすれば良いと経営者層が見なしてしまっているケースも多く見られ、グローバル・ビジネスにとって肝要な点を押さえてバランスをとったソーシング・マネジメントを行うことに対する認識は今の時点ではほとんど無いのが現状です。</p> <p>知的財産戦略会議のページに、世界で最も多い我が国の特許出願のほとんどは、企業によるものである。しかしながら、欧米に比して、その出願の多くは国内重視の傾向が強く、外国への出願比率は低い。特に、ライフサイエンス等の先端技術分野における特許出願は、国際競争力の源となるものと考えられるが、その質・量とも十分にとはいえない。我が国企業にとっては、今後、グローバルな競争を意識した戦略的な対応が急務であり、国際競争に耐え得る高度な発明の創造を促進し、その発明についての特許を世界的に確立すべく、企業に早急な対応を促すとともに、日本版バイ・ドール制度の拡充など、政府において十分な環境整備を行うべきである。」と記載されておりますが、日本企業・組織での発明に対する海外特許取得を増大させ、国際競争の中で日本の競争優位を高めるためには、この分野での世界に通じる他国語対応IT戦略とテクニカル・コミュニケーション技術強化・促進を政府でも主導していく策を検討していただく必要があるように思われます。</p>
32	個人	<p>知的財産戦略大綱に対する意見</p> <p>1. はじめに 2002年7月3日付け「知的財産戦略大綱」は、全体を通して「大学発明の産業界への移行、口審査・保護取締の合理化及び強化、八 学校教育の充実」という事項に重点が置かれているように見受けられます。これらの議論はいわば器の議論であり、知的財産の保護には合理的な器は欠かせませんが、各事項相互間の関連についての解析に一層の充実が求められるように思われます。</p> <p>筆者は、さらに、八)日本の特質に根ざし守られるべきものは何であるかという議論、二)知的財産は人の精神というデリケートなものを対象としていることについての議論が重要であると考えます。個別の意見だと全体を通じての思想が表現しにくいことから、既に実現されつつあることの他、実現の困難なことや理想像として含め、意見を述べさせて頂きたいと存じます。</p> <p>2. 日本の特質に根ざし守られるべきものは何か - 創造が埋もれる理由 1) 創造の実態 創造は物や技術に対して接することを契機になされることが多いものと思われます。すなわち、物や技術の現場が重要で、その意味では、日本においては、研究所や大学等の他、実質的な製造現場である中小企業が創造の芽を数多く包含していることとなります。また、物や技術に集中するあまり、発明者は社会性を欠く場合もあります。技術的には最高でも、社会性を欠く発明者は良識ある経営者と巡り合わなければ殆どの場合ビジネスが頓挫してしまいます。特に、イノベーションを達成するような発明者の具体像を制度のユーザーとして想定できていないところが問題です。</p> <p>2) 方式主義 先願主義の弊害 現在の特許制度は、質の向上を目指してますます重厚長大になっていきます。先願主義の下では、出願後のマーケティングが必須となります。そして、重厚長大な制度のもとでは、多くの発明が出願されず、日の目を認めず埋もれていきます。また、ボランティアを実践しようとする弁理士等に非常に大きな負担が作用する結果となります。</p> <p>3) マーケティングシステムの欠如 知財のビジネスで最も困難なのは、マーケティングです。着想のみの場合もあり、商品やサービスとして第三者に伝わりにくいものです。商品等のターゲットをどのような消費者層に設定するのかという視点が発明者には欠けがちであり、それを補う世の中のインフラも存在していません。また、先端技術ほど新しい価値観に基づくもので、その価値を判断できる者は非常に僅かとなります。結局、将来価値がわからないものは事業計画に妥当性もなく、無価値という評価を受け易くなります。</p>

No	個人/団体別	意見
		<p>4 創造と管理とは相容れない概念 創造は管理によって生まれるのではなく、事実として自然に生じるものです。したがって、人の精神に任せて自然に生じるのを待たなければなりません。世間の収益は、その大半が成長・成熟期にある産業によってもたらされ、その様な部分には事物を制限する管理が必須となります。しかし、創造の部分に管理の概念を持ち込めば、人の精神が阻害され、結局創造活動は減退します。制限と補助金を組み合わせる管理体系では、補助金を得るための多大な労力で発明者やサポーターの労力を無意味に浪費させ、結局、創作活動を阻害しています。</p> <p>3. 21世紀に求められる経済成長 1) 経済慣性力 20世紀の産業は便利さや経済効率ばかりを追い求め、過剰品質の商品が氾濫しがちです。真に消費者のためになる商品の開発がかならずしなされていません。また、経済効率の追求は技術改革にコスト面で制限的に作用し、その結果、変革に対して非常に消極的となっています。</p> <p>2) 人の幸福について 経済効率の追求が環境破壊と1つ本末転倒の結果を招いたことから、環境問題を意識した商品が開発されるようになりました。結局のところ、人の幸福や自然との共生という根元的な部分が技術開発においても重視されるべき時代となっています。人の幸福や自然との共生という観点を欠いた商品やサービスは、一過的には流行することはあっても、経済を長く牽引する原動力にはなりません。不況が続くのは、商品等の開発すべき方向が基本的に間違っていることにも大きな原因があるように思われます。</p> <p>3) あるべき姿 覇権主義は、国内における企業競争、国家間等、あらゆる場面に存在します。知的財産を覇権主義の道具として考えるなら、経済戦争により南北問題はより激化し、世界の価値観と知的財産制度とが相容れなくなる危険性を孕んでいます。覇権主義ではなく、相互主義により知的財産の果実が地域や各国へ還元されることで、地域間格差は是正されて各地域は活力を取り戻し、南北問題は解消の方向に向かうかと考えられます。</p> <p>4. 創造の発掘と育成 1) 基本理念 知財は経済の中核にならざるを得ないから、当初からしっかりしたものであるべきという概念は必ずしも妥当ではありません。知財は権威とは関係なく物や技術等を扱う現場で生じます。そして、創造は自由な精神から生み出されます。精神の自由は周囲の不理解、ルマ偏重主義、日常生活により簡単に阻害されてしまいます。精神の自由」という概念を確立し、保護していかなければ、創造活動が活発化しないので、積極的に議論されるべき事項だと思われま。</p> <p>また、確率の問題から、知財保護の入り口は広く開放されるべきでしょう。方式や価格面で入り口が狭くなれば、よい発明等の発掘される確率は低精神の自由は非常にデリケートな対象であるため、断層のないシームレスな保護の連鎖が必要と考えます。</p> <p>2) 創造の効率的保護 上述の保護の入口を広く開放する観点から、クレーム不要、方式を殆ど不問とする簡易出願の制度が望ましく思います。その代わりに、6月又は1年以内に本出願がなければ、みなし取り下げするようにしてもよいです。そして、6月又は1年の間にマーケティングを行うことで、見極めを行った上で本出願と審査請求を行うことになるので、明細書の質、審査の質が共に向上することとなります。なお、サーチ資料の問題が生じますが、ネットにより世界的に情報が氾濫している時勢で、出願資料のみの完全性を求めて審査を行うことは是非を再度確認する必要があるのではないのでしょうか。</p> <p>ところで、米国は世界最大のマーケットであるという点と先発主義と結びついて自国内だけでもベンチャーにチャンス平等に与えています。したがって、方式主義と先願主義の国々は上述のような異なった抜本的アプローチを探らなければ、創造の芽の発掘が困難であることは当然です。</p> <p>3) マーケティングからのフィードバック マーケティング結果としての傾向や意見は、発明者が独りよがりになることを防ぎ、より広範な発明の保護を可能とします。したがって、仮出願後のマーケティングを1年以内に完了させることで、権利の強化と国際出願の活用が可能となります。</p> <p>4) マーケティングシステムを利用した将来価値の表現 マーケティングにより、発明商品の市場規模は類似商品から類推が可能です。近年はwebを利用した簡易で比較的安価なマーケティングでも傾向を把握することができます。したがって、業界別にセグメント情報が公開され、情報インフラが整備されるなら、webマーケティングは価値評価のための有効なツールとなります。簡易マーケティングと国際出願の連携は国力の増強のために最重要事項として検討されるべきです。</p> <p>また、商品の物理的品質のみならず、商品や事業の目的とすると、環境保全、人間性の回帰等、事業に対する志を表現し、これに対する支援者を募ることも、金銭以外を対象とするマーケティングと位置づけることで、事業の将来性を予測することも可能と考えられます。</p> <p>5) 先端技術等評価アライアンス 先端技術や斬新な技術は新しい価値観に基づくもので、周囲に理解されたいものです。したがって、この種の発明をなした発明者は非常に苦況に立たされ、精神の自由が阻害されます。一部の分野については国益も考慮し、企業間や大学と連携した新しい価値観を理解できる人々のアライアンスが求められます。</p> <p>6) 創造的サポーター 創造は必ずしも発明者に限られる事項ではありません。新しい価値観に基づく商品は、新しい価値観をもって市場も開拓せねばなりません。したがって、営業・マーケティング部門にも市場創造というべき創造行為が存在します。また、法務や知財戦略においても、創造は成立しえます。創造的サポーターの評価も発明者の評価と同様に重要と考えます。</p> <p>7) 類型化された基本契約書と創造的法務 インフラ充実の観点からは、類型化された基本契約書が望まれます。このような基本のものが作成されれば、カスタマイズが重要な法務サービスとなり得ます。対象となる知的財産により織りなされる社会現象を予測し、カスタマイズされた法的な手当を事前に打つこと、ビジネスモデルの結果を予測する想像力が求められます。</p> <p>8) 創造という功績の評価 報酬はブレークスルーを達成して世の中にイノベーションをもたらした恩恵として与えられるのが望ましく思われます。リスクを負った分だけ高額の報償が与えられるべきです。そして、リスクは事業者側も負担しているため、そのリスク配分によって発明報償も決定します。上述の理由により、サポーターにもそのような考えが適用されてしかるべきと考えます。</p> <p>9) 創造の機会の創出(マッチングモデル) 例えば、中小加工業では、大学の連携よりも新たな受注先が求められます。したがって、例えばネットにおいてニーズを募集し、それに加工先が応じることで新たな連携の可能性が模索されます。そして、そのようなビジネスマッチングがなされる部分は正にイノベーションの原点である可能性があり、知財保護のため人材も重点投入される必要があります。</p> <p>マッチングのシステムは相手を含め全知しなければ機能しにくく、その意味では、地域コミュニティ等、知人を通じてお互いを知り得る範囲がまずベースにあることが望ましいのです。この点は、特許流通が結局人を通じてなされていという事実からも注意すべき事項と考えます。そして、複数の地域コミュニティをコーディネイターを介して連携することで、ネットワーク外部効果が増大するものと考えられます。</p> <p>10) 投資育成と人的システムのインフラ 従来、投資育成は、個別の人や企業に資本を投下し、専門家サポーターを派遣することを重点になされてきました。新規事業で問題となる点は個別の案件で異なるでしょうが、マーケティング、合理的な法務等、類似する重複した問題が頻発しており、個別対応がなされるだけでは非効率です。新規事業構築で必要とされるスキル・社会インフラを再度議論し、合理的な社会システムを構築する方向に投資がなされるべきと思われま。</p> <p>11) 行政に求められるもの 知財分野では、創造活動の活性化のために、上述した精神の自由に対する配慮やシームレスな保護が求められます。したがって、世の中の5-10%程度の創造に關する部分は積極的に管理せず、むしろこのような活動を阻害要因から自発的に守るということも大切だと思われま。</p> <p>12) 研究開発 知財取得費用に対する留保金 現在の会計制度は単年度会計に基軸があり、予算消化という観点で研究開発や知財取得がなされています。単年度という思想に支配されると、近視眼的なルマ主義が横行し、上述した精神の自由が阻害されます。したがって、研究開発 知財取得費用に対する留保金を認めてこれをバッファゾーンとし、知財の創造に不要なストレスを掛けぬように配慮することが必要と思われま。</p> <p>5. 社会との新たな関係 1) 特許制度ユーザーの心情 特許制度ユーザーと対面していると、本来的に独占は望まないのだが、紛争に巻き込まれると困るので仕方なく特許を出願しているという声を良く聞きます。また、当業界では周知技術であるのに特許が取得されて迷惑を被っており、技術常識に反した制度の運用で特許制度自体に不信感を有しているユーザーも居ます。</p> <p>結局のところ、特許制度ユーザーは、当業界に新しい価値をもたらしたか否かによって、特許の真価を押し量っていると考えられます。新しい価値をもたらさないものに権利が付与されていれば、特許制度に対する不信感はその通り、侵害も意に介さなくなることとなります。</p> <p>2) 情報氾濫への対処 審査の効率化と精度向上の観点から、特許分類が付与され、方式外資料は審査対象から外されることとなります。これにより、当業界の情報との乖離が惹起され、結果的に権利の信頼性が低下するというジレンマに陥っています。このような悪循環の中では、無方式に近い仮出願は受け入れられないでしょう。そうであれば、審査の帳尻合わせのために、発明の新たな可能性が否定されるといふ本末転倒の結果となります。</p> <p>しかし、当業界の情報を審査対象としていないことと比べれば、仮出願後の本出願がなければみなし取り下げされる制度は妥当性不足(欠)ものではあありません。むしろ、webサイトから情報提供が行える等、情報提供制度のユビキタス化を推進することで、審査は情報の氾濫より生ずるジレンマから解放されることで、時代時代での人の関心が集まる技術情報はそんなに多いものではなく、したがって、多くの人の思いを効率よく収集できれば、特許制度は信頼性を向上させることが可能になるように思われま。</p>

No	個人/団体別	意見
		<p>3 特許制度の基本理念  特許制度の基本理念は「新しい価値をもたらした者のチャレンジ精神に恩恵を与える」ということです。一方、現代に必要とされるイノベーションの実践のためには、ビジネスモデルの創造が求められます。すなわち、現在の定義で発明者とされる人以外にもクリエイターとなり得る人がいることは上述の通りです。ビジネスモデルのクリエイターも当然ながら新しい価値をもたらした者に該当し、恩恵が与えられてしかるべきです。  職務発明における補償の議論で、発明者以外の他の周辺部門とのバランスが論じられます。ビジネスモデルのクリエイターにもクリエイターの対価が与えられるのはそのような議論からも妥当です。現在の発明者の定義がどうあるとかいうことに固執するのは本末転倒の議論であって、国力を増強させるためにクリエイターの精神に対してどのように報いるかということが最重要です。</p> <p>4 社会価値の増進  発明のライセンスによる実利用で、発明の価値は社会に還元されるはずですが、  しかし、実際には権利の有効性に対する不信心と、十分に利益を得ている会社がさらに社会から富を吸い上げているのではないかと、気持ちから、特許は覇権主義の道具であるとの判断がなされることとなります。ライセンス料を新たな研究開発にフィードバックさせるループが一企業に偏重する不満が、リベラル派には特許は邪魔者との印象をもたせることになるのかも知れません。  本来的に、恩恵が社会に還元されるのであれば、誰も不満に思うことはないでしょう。したがって、ライセンス料の一部が例えば発明育英基金等に還元され、上述のループが社会に開かれていけば、特許制度は社会全体を発展させる制度であると万人に認識されることとなります。</p> <p>5 同業界アライアンス  現状の日本には、国内のみの市場で同業者同士の価格競争に終始している余裕はありません。小手先の争いを続けるよりも、むしろ、同業界でアライアンスを組み、世界に向けて日本が一丸となって勝負すべき時が訪れています。</p> <p>6 モジュール化戦略  業界アライアンスが進行するならば、各企業が同じことをするのではなく、それぞれが得意なモジュールに高度に特化していくことが望まれます。そのように特化することで、各モジュールは世界標準で勝負が可能となるからです。そして、この戦略は、一見高度でない技術分野の製品においても世界的な品質を誇れる可能性を秘めています。小さな中小企業こそアライアンスとモジュール化を意識すべきと思われます。また、国全体として、そのようなアライアンスを支援するルール作りを知財インフラとして提供すべきと考えます。</p> <p>7 特許業界の戦略充実  特許業界のユーザーサービスの主力は、調査、出願、審判、訴訟等であり、より複雑化する基準や手続きをユーザーに咀嚼して伝える仲介者としての役割がありました。しかし、業界アライアンス、知財インフラの整備、選択と集中が進めば、従来型の仕事量は減少するでしょう。また、クリエイターの効率的サポートのためには基準や手続きもより簡素化されるべきで、国際標準で他国と同等に戦うには当然の流れといえます。しかし、急激な変化は特許業界に混乱をもたらすので、スムーズな変革がなされるよう行政の配慮が求められます。  今後、特許業界のサービスの主力は、知財インフラを利用して、より高度にカスタマイズされた戦略を創造していくことになると考えられます。そして、戦略の報酬はプロジェクトが成功すればより高額であるべきでしょう。なぜなら、戦略の創造は本来的に知的創造サイクルの一部でもあるからです。</p> <p>8 志サポートNPO  環境保護、弱者保護等、志の高い特許ビジネスも存在します。しかし、そのような志は、法規制、周囲の認識不足、PR不足でどうしてもビジネスとして成立させられないことがあります。志を達成させようとする技術が最も尊いものであり、健全な技術発達のために社会システムの改善がなされるべきです。発明の保護とは、究極的には発明の志の保護であり、保護の実現は特許法のみでは不十分であるからです。そのためには、社会システムの改善、すなわち社会の狭間の問題を解決するために、知財問題を取り扱う志サポートNPOが必要と考えます。</p> <p>9 地域振興  地域経済、特に大阪は疲弊しています。また、各地域はそれぞれが独自性を有しているため、その独自性に根ざした技術開発が求められます。そして、地域の特徴を生かした開発の成果が日本全国に向けてライセンスされることで、地域振興が高度に達成されることとなります。</p> <p>10 世界の英知サポート  また、地域振興の範囲を世界各地へ広げること重要ですが、自国内では保護が不十分である国々の英知を保護育成することで、地域の振興により南北問題は緩和され、覇権主義ではなく、世界と和することが可能となります。従来の知財制度に和の精神を加えることで運用される知財制度は日本が世界に誇ることのできるものです。</p> <p>6. 教育に求められること  1) イノベーションは新しい価値観の戦い  イノベーションは新しい価値観の戦いであり、信じ合う同志の間で達成されるものです。未来の創造力、未知の可能性に対するチャレンジ精神、信じ合い支え合う心、勇気等、精神的なものが最も大切です。知財制度がチャレンジするスピリットを守り、世の中を良くする制度であることを子供に対して説明できないようなものであれば、制度自体を根本に戻って何度もレビューすべきではないかと考えます。</p> <p>2) 優れた教材は大人にも有益  子供と共に大人も、特に経営者は、根本を学ばなければならないと思われます。そして、子供にも伝わるストレートな熱い心呼び覚ますことが、現在の日本の新たな活路を見いだすことに繋がります。したがって、優れた教材は大人にも有益と思われます。</p> <p>3) 戦略を学ぶ場の不足  知財の各制度を個別に学んでもあまり意味がありません。経営資源として知財をどう活用するかという観点が必要です。すなわち、法律で守られた技術と、構成要素を活用して、経営戦略を企画・実施するというスキルが求められます。大綱にも記述されているように、MOTのさらなる推進が求められます。</p> <p>7. 最後に  現在の知的創造サイクルの図は、資本が技術と共に自己増殖するサイクルとして表現され、そこに「心」は登場していません、このようなサイクルでは、富が富のために自己増殖するのであって、主客転倒で人を傷つけることさえあります。  だから、本来的に、知的創造サイクルの中心には「心」が必要です。技術が心を持ち、人の幸せのために発展するのなら、それが全ての人に究極の平和をもたらすことでしょう。  タンジブルズによる経済成長が限界に達した今、21世紀のフロンティアは一人一人の心の中にあります。精神世界における発展の法則は、感情論ではなく、心の部分を科学的手法により解析することで得られるものではないでしょうか。そして、他人の幸福や自然との調和を願う人の精神の自由が保障されることで、科学技術は自律性をもって発展し、無限の可能性が我々の将来に広がっていくものと考えます。</p>